

空家除却補助金Q&A

御質問・御意見の内容	回答
補助対象空家の案内図とは何か。	空家の所在地や対象の家屋が確認できる地図等です。 また、インターネット上の地図を印刷したものでかまいません。
所有者等であることを確認することができる書類とは何か。	登記簿本等と本人確認書類(運転免許証等)にて確認します。
登記事項証明書と固定資産資産証明書どちらを添付したらよいか。	原則としては登記事項証明書の提出をお願いします。 登記をしていない等の場合は固定資産資産証明書でもかまいません。
補助対象経費とは何か。	補助対象空家の所在する敷地を更地にするために申請者が発注する工事であって、補助対象空家の除却並びに廃材の撤去及び処分(家財処分は除く。)に係る工事に要する費用です。 例)解体費、樹木伐採費、ブロック塀等撤去費、廃材撤去費、養生費、重機等使用費、足場設置費、補助対象経費に該当する工事に係る諸経費などです。(残置物の処分費やこれに係る諸経費は対象外です。)
補助対象事業に要する経費の見積書の写しに決められた様式はあるか。	様式は自由ですが、補助対象経費と補助対象外経費(家財処分費等)が明確にわかるものにしてください。 値引きがある場合には、補助対象経費に対する値引きの金額を明確にしてください。
補助対象空家の現況写真はどんな写真なのか。	建物と敷地全体がわかる写真となります。 狭小地等で全体写真が撮影できない場合は、撮影できる範囲でかまいません。 また、除却完了後に行う実績報告の際には、更地となった写真の提出をいただいておりますが、可能な限り同じ位置からの撮影したものの提出をお願いします。
第5条第1項に規定する工事を行う建設業者の建設業許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写しとは何か。	解体工事を行うことができる業者は左記書類を所有していると思しますので、お手数をおかけしますが施工予定業者に書類の写しを提供いただいたうえでご提出ください。
補助対象空家が1年以上居住及び使用されていないことがわかるものとは何か。	電気、水道、ガスのいずれかの利用停止がなされて1年以上経過していることが提出書類から確認できれば、本補助金の対象となります。使用中止日を確認できる書類として、閉栓証明書、最終支払い月の支払証明書、料金請求書、領収書等が挙げられます。 また、必ずしも証明書である必要はなく、①いつ、②どこの電気、水道、ガスの利用が中止されたかが確認できるものであれば結構です。なお申し訳ありませんが、富士見市は水道の閉栓証明書は発行していません。 詳しくは建築指導課にお問い合わせください。

<p>電気、水道、ガスの利用停止を確認できる書類を用意できない場合どうすればよいか。</p>	<p>申請者の申立てにより、内部連携にて水道の使用中止日等を確認できますので、ご相談ください。</p>
<p>空家を複数人で共有している場合、どうすればよいか。</p>	<p>代表者が申請を行ってください。その際、除却について他の共有者全員の同意書の提出が必要となります。連名での申請はできません。</p>
<p>空家の所有者が死亡している場合、相続人はどのような手続きが必要なのか。</p>	<p>相続人が手続する場合は、相続人全員の同意が必要です。所有者(被相続人)の戸籍、法定相続情報一覧図の写し等、相続人全員が確認できる書類と、相続人全員の同意書を添えて申請してください。</p>
<p>工事請負契約書に決められた様式はあるか。</p>	<p>様式は自由ですが、見積りと同様に補助対象経費と補助対象外経費が明確にわかるものにしてください。現場住所と工期の記載もしてください。内容が確認できるものでしたら請書でもかまいません。</p>
<p>廃棄物の処分に関する証明書の写しとは何か。</p>	<p>産業廃棄物管理伝票(マニフェスト)の写しを提出してください。</p>
<p>実績報告の期日までに書類が用意できない場合は、どうすればよいか。</p>	<p>建築指導課にご相談ください。</p>
<p>どの業者に解体を頼んだらよいかわからないので、業者を紹介してもらうことは可能か。</p>	<p>特定の業者をご紹介することはできません。(なお解体工事業登録業者、建設業許可業者の一覧をお渡しすることはできます。)</p>
<p>遠方に住んでいるため、申請書を直接提出することが難しい場合は、どうすればよいか。</p>	<p>ご都合により、申請書を直接提出することが難しい場合には、郵送による申請も可能です。また、所有者等以外の方が代理で申請書を提出する場合には、委任状が必要です。</p>
<p>補助金交付申請の締切りを1月末日としている理由は何か。</p>	<p>年度内に事業を完了し、実績報告まで完了させる必要があるため、その後の工程を鑑みて、1月末日を補助金申請の締め切りとしています。なお、書類の不備がなく提出された時点を受付日とするため、余裕を持った申請をお願いします。</p>
<p>工期についての期限はあるか。</p>	<p>特に期限はないが、実績報告を3月末日までに完了させる必要があるため、2月末日までの完工を目途に余裕を持った工期の設定をお願いします。</p>